

○風俗営業等の承認通知書等の様式及び検定を受けた型式に属する遊技機等の検査を行う警察職員の指定等に関する内規

平成 7 年 7 月 1 7 日

公安委員会内規第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）の規定に基づく業務を適正に実施するため、風俗営業等に係る承認通知書等の様式に関し必要な事項を定めるとともに、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「遊技機規則」という。）第 11 条第 2 項第 5 号の規定により検定を受けた型式に属する遊技機その他の物件について検査を行う警察職員の指定その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可等の通知)

第 2 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）第 11 条（施行規則第 26 条第 3 項、施行規則第 79 条及び施行規則第 94 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する理由を付した書面は、法第 3 条第 1 項又は法第 31 条の 22 の許可をしないときにあっては不許可通知書（別記第 1 号様式）、法第 10 条の 2 第 1 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の認定をしないときにあっては不認定通知書（別記第 2 号様式）によるものとする。

(相続等の承認の通知)

第 3 条 施行規則第 16 条第 1 項（施行規則第 22 条、施行規則第 84 条及び施行規則第 90 条において準用する場合を含む。）に規定する通知は、法第 7 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項（法第 20 条第 10 項及び法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の承認（以下次条において「相続等の承認」という。）をしたときにあっては承認通知書（別記第 3 号様式）、法第 7 条の 2 第 1 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の承認（以下次条において「合併の承認」という。）をしたときにあっては合併承認通知書（別記第 4 号様式）、法第 7 条の 3 第 1 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の承認（以下次条において「分割の承認」という。）をしたときにあっては分割承認通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(相続等の不承認の通知)

第 4 条 施行規則第 16 条第 2 項（施行規則第 22 条、施行規則第 84 条及び施行規則第 90 条において準用する場合を含む。）に規定する理由を付した書面は、相続等の承認をしないときにあっては不承認通知書（別記第 6 号様式）、合併の承認をしないときにあっては合併不承認通知書（別記第 7 号様式）によるものとする。

式)、分割の承認をしないときにあっては分割不承認通知書(別記第8号様式)によるものとする。

(管理者の解任等の勧告)

第5条 施行規則第112条に規定する理由を記載した書面は、法第24条第5項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の勧告をするときにあっては管理者解任勧告書(別記第9号様式)、法第31条の9第2項の勧告をするときにあっては勧告書(別記第10号様式)によるものとする。

(検査を行う警察職員)

第6条 公安委員会は、遊技機規則第11条第2項第5号の規定による検査をすることができる警察職員を指定したときは、遊技機規則第11条第5項の証明書を交付するものとする。

(証明書の管理)

第7条 生活安全部生活安全企画課長は、帳簿を備え、証明書の交付及び返納について管理するものとする。

附 則

この内規は、平成7年7月17日から施行する。

附 則 (平成10年12月1日公安委員会内規第8号)

この内規は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日公安委員会内規第5号)

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日公安委員会内規第7号)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日公安委員会内規第4号山口県警察の組織改編に伴う関係内規の整理等に関する内規2条による改正附則)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月8日公安委員会内規第2号)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月10日公安委員会内規第11号)

この内規は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日公安委員会内規第1号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規5条による改正附則)

この内規は、令和元年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

第 年 月 号
日

不許可通知書

殿

山口県公安委員会 団

年 月 日付けで申請のあった については、下記の理由

により許可しないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第5条第3項
第31条の23

において準用する同法第5条第3項の規定によって通知する。

記

（理由）

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 号
日

不 認 定 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった については、下記の理由

により認定しないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第10条の2第4項
第31条の23に

において準用する同法第10条の2第4項の規定により通知する。
記

（理由）

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 号日

承認通知書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった

相 続
構 造 及 び 設 備 の 変 更 は承認する。
遊技機の増設・交替・その他の変更

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 号日

合 併 承 認 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった

合 併 に よ り 消 滅 す る

風 俗 営 業 者

たる法人

特定遊興飲食店営業者

合 併 に よ り 消 滅 す る 法 人

合 併 後 存 続 し、又 は 合 併
に よ り 設 立 さ れ る 法 人

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

に係る合併については、これを承認する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 年 月 号 日

分 割 承 認 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった
風 俗 営 業
分割により
特定遊興飲食店営業
に 承 継 さ せ る 法 人

風 俗 営 業
分割により
特定遊興飲食店営業
を 承 継 す る 法 人

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

に係る分割については、これを承認する。

第 年 月 号
日

不 承 認 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった につい

ては、下記の理由により承認しないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

法律施行規則 第 1 6 条第 2 項 の規定により通知する。
第 条において準用する同規則第 1 6 条第 2 項

記

（理由）

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

第 年 月 号
日

合 併 不 承 認 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった合併については、下記の理由により承認し

ないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第16条第2項
第84条において

の規定により通知する。

準用する同規則第16条第2項

記

（理由）

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

第 年 月 号
日

分 割 不 承 認 通 知 書

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった分割については、下記の理由により承認し

ないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第16条第2項
第84条において

の規定により通知する。

準用する同規則第16条第2項

記

（理由）

（審査請求及び処分の取消しの訴え）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、この処分について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第9号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

管 理 者 解 任 勸 告 書

殿

山口県公安委員会 印

風 俗 営 業

あなたに許可している 特定遊興飲食店営業（屋号 ）に係る営業所の

管理者 については、次の理由により管理者として不相当と認められる
第24条第5項

ので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条の23において準用する

同法第24条第5項の規定により、解任を勧告する。

記

（理由）

第 年 月 号 日

勸 告 書

殿

山口県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 1 条の 9 第 2 項の規定に基づき、
次のとおり勸告する。

記

- 1 勸告事項
- 2 勸告の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。